



## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2023/10/31  
SDS整理番号 16068150

製品等のコード : 1606-8150、1606-8160、1606-8170、1606-8180、1606-8190、1606-8199

製品等の名称 : 石油エーテル

推奨用途 : 試薬

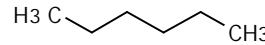
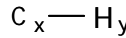
参考 : その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。) 溶剤、洗浄剤など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



### 2. 危険有害性の要約

GHS分類



物理化学的危険性  
引火性液体

: 区分1

健康に対する有害性

皮膚腐食性/刺激性

: 区分に該当しない [区分3(国連GHS分類)]

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

: 区分2B

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

: 区分3(麻酔作用、気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: 区分2(神経系)

誤えん有害性

: 区分1

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

極めて引火性の高い液体及び蒸気

軽度の皮膚刺激

眼刺激

眠気又はめまいのおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による神経系の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

【安全対策】

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。

皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物
化学名	: 石油エーテル (英名) Petroleum ether
成分および含有量	: 石油エーテル、90v/v%以上〔蒸分(30~60)〕 成分は、炭化水素(石油系)である。 構成成分の1つとして、ヘキサン(別名:n-ヘキサン、ノルマルヘキサン、ノルマル-ヘキサン)を約12%含有する。
化学式及び構造式	: 炭化水素: $C_xH_y$ 、構成成分のヘキサン: $C_6H_6$ 構造式(炭化水素ヘキサンは、上図参照(1ページ目)。)
分子量	: 不定(参考:ヘキサン; 86.18)
官報公示整理番号	: 未設定(石油エーテル)、(2)-6(ヘキサン)
化審法	: 未設定(石油エーテル)、公表化学物質(ヘキサン)
安衛法	: 未設定(石油エーテル)、公表化学物質(ヘキサン)
CAS No.	: 8032-32-4(石油エーテル)、110-54-3(ヘキサン)
危険有害成分	: 石油エーテル(石油系炭化水素)、ヘキサン

### 4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに大量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で捻じり目を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	: 直ちに医師に連絡する。 口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせてはいけない。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状:	中毒症状: 末梢神経障害及び中枢神経系の抑制、食欲の減退、筋肉の衰弱、運動機能障害、めまい、眠気、のどの刺激、口内、食道、胃の粘膜の刺激、嘔吐、目のかすみ、下痢、皮膚の刺激、脱脂、眼への刺激性、痛み、充血 繰返しばく露により、皮膚の乾燥、ひび割れ及び炎症

最も重要な兆候及び症状：誤飲した時、胃粘膜を刺激し嘔吐することがある。本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り、高熱が出て出血性肺炎を引き起こし致命的となることがある。

医師に対する特別注意事項：症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。  
必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：本製品は引火性で非常に燃えやすい。  
粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧  
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤：棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。）
- 特有の危険有害性：非常に燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
引火点以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。  
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：火元への燃焼源を遮断する。  
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項：河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。  
環境への排出を避ける。
- 回収、中和：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。  
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策：事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
技術的対策：裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
引火点以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。  
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
指定数量以上を貯蔵する時は、消防法の規定に従った危険物倉庫に保管する。  
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）を貯蔵する時は、最寄の消防署に届出を行い、消防法規定に従った届出倉庫に保管する。  
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
炎、火花または高温体との接触を避ける。  
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気：作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。  
蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気

安全取扱い注意事項	<p>する。</p> <p>すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの 取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。</p>
接触回避	： 炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管 技術的対策	<p>： 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の 軽質な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。</p>
保管条件	<p>： 直射日光や高温を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 必要に応じ施錠して保管する。 必要に応じて、危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。</p>
混触危険物質	： 酸化剤、ハロゲン類、強酸、アルカリ性物質
容器包装材料	<p>： ガラスなど。 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。</p>

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 ○：良好 △：やや良好(条件による) △：やや不良 ×：不良 -：データなし 】

スチレンゴム× クロロブレンゴム(ネオブレン) ニトリルゴム プチルゴム×  
 天然ゴム× シリコンゴム× フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
 軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン× ABS ポリエチレン× ポリプロピレン  
 ナイロン アセタール樹脂 - アクリル樹脂 ポリカーボネート ガラス

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	： 設定されていない。（石油エーテル） 40ppm （ノルマルヘキサン）
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	： 日本産衛学会 100 ppm （ガソリンとして） 40 ppm, 140mg/m <sup>3</sup> （ノルマルヘキサンとして）皮膚吸収あり。
ACGIH	TLV-TWA 300 ppm （ガソリン、VM&Pナフサとして） 50 ppm （ノルマルヘキサンとして） TLV-STEL 500 ppm （ガソリンとして）
設備対策	<p>： 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型 換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置 する。</p>
保護具	<p>呼吸器の保護具</p> <p>： 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。</p> <p>手の保護具</p> <p>： 保護手袋を着用する。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。 ネオプレン製が推奨される。</p> <p>眼の保護具</p> <p>： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用 する。</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p> <p>： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。</p>
衛生対策	<p>： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。</p>

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	： 揮発性液体
性状	： 無色透明
色	： 無色透明
臭い	： 特異臭（石油臭）



pH	: データなし
融点	: -73 以下
凝固点	: データなし
沸点	: 30-60                    30 (初留点)
引火点	: -17.8 以下
可燃性	: 引火性
爆発範囲	: 下限 1.1%            上限 5.9%
蒸気圧	: 35 kPa
相対ガス密度(空気 = 1)	: 2.5
密度又は相対密度	: 0.620~0.660 g/cm <sup>3</sup> (20 )
比重	: データなし
溶解度	: 水にほとんど溶けない。 エタノール、アセトン、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。 ヘキサン、ベンゼン等の多くの有機溶媒と任意の割合で混和する。
オクタノール/水分配係数	: データなし
発火点	: 246
分解温度	: データなし
粘度	: 0.234 mPa・s (20 )
動粘度	: 0.374 mm <sup>2</sup> /s (20 )
粒子特性	: データなし
GHS分類	
引火性液体	: 本品の引火点は-17.8 以下 (<23 )、かつ初留点は30 ( 35 ) であることから、区分1とした。 極めて引火性の高い液体及び蒸気(区分1)

## 10. 安定性及び反応性

## 安定性(反応性・化学的安定性)

安定性(反応性・化学的安定性)	: 通常取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と混触すると、発熱、発火する。 ハロゲン類、強酸、アルカリ性物質と混触すると反応することがある。 多くのプラスチック、ゴムを侵す。
避けるべき条件	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源
混触危険物質	: 酸化剤、ハロゲン類、強酸、アルカリ性物質
危険有害な分解生成物	: 火災などの熱分解で、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 分類できない。 経皮 分類できない。 吸入(蒸気) 分類できない。 吸入(ミスト) 分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: ヒト皮膚に30分間の接触により角質層の破壊を起こす。また、石油エーテルの構成成分であるペンタン、ヘキサン、ヘプタン、オクタンはヒトの皮膚に対して紅斑、充血、膨潤、色素沈着を引き起こすが、短時間の間に痛みは減少し、ばく露中止により跡形なく回復したとの記載により区分3(国連GHS分類)とした。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 軽度の皮膚刺激(区分3)
眼に対する重篤な損傷/刺激性	: 刺激性: 石油エーテルがペンタンとイソヘキサンを主成分とすること、n-ペンタンが、ウサギでの眼刺激性試験において一過性の結膜炎が認められたが72時間以内に回復したとの記述に基づき、区分2Bとした。 眼刺激(区分2B)
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 分類できない。
生殖細胞変異原性	: 分類できない。
発がん性	: 分類できない。 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSAの国際評価機関の報告がないため、分類できないとした。
生殖毒性	: 分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 石油エーテルがペンタンとイソヘキサンを主成分とすること及びペンタンは短時間のマウス吸入試験で麻酔作用、気道刺激性を示すとの記載に基づき区分3(麻酔作用、気道刺激性)とした。 眠気及びめまいのおそれ(区分3) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 石油エーテルはペンタン、イソヘキサンを主成分とすること及びヒトでヘキサン溶媒(16% methylpentane, 20% methylcyclopentane, and 64% n-hexane)に高濃度で1ヶ月以上ばく露した場合に多発性神経障害を起こしたとの記載、80% pentane, 14% heptane and 5% hexaneから成る溶剤にばく露した労働者の検査の結果、食欲不

- 振、無力症、知覚異常、倦怠感、両側性・対称性筋障害を示したとの記載に基づき区分2（神経系）とした。  
長期又は反復ばく露による神経系の障害のおそれ（区分2）
- 誤えん有害性：石油エーテルはペンタン、イソヘキサンを主成分とすること、及びペンタンは炭化水素であって、かつ動粘性率が20℃で0.374mm<sup>2</sup>/s（20℃の粘性率0.234mPa・sと密度0.62624g/cm<sup>3</sup>から算出）であることに基づき、区分1とした。  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ（区分1）

## 12. 環境影響情報

- 生態毒性  
水生環境有害性 短期(急性)：分類できない。  
水生環境有害性 長期(慢性)：分類できない。  
残留性・分解性：データなし  
生物蓄積性：データなし  
土壤中の移動性：データなし  
オゾン層への有害性：本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物：関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
（参考）燃焼法  
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。
- 汚染容器及び包装：内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号：128

## 国際規則

海上規制情報（IMDGコードの規定に従う）

UN No.：1268  
Proper Shipping Name：PETROLEUM DISTILLATES, N.O.S.  
Class：3（引火性液体）  
Sub risk：-  
Packing Group：II  
Marine Pollutant：No（非該当）  
Limited Quantity：1L

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No.：1268  
Proper Shipping Name：Petroleum distillates, n.o.s.  
Class：3  
Sub risk：-  
Packing Group：II

## 国内規制

陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号：1268  
品名：石油蒸留物（他に品名が明示されているものを除く。）  
クラス：3  
副次危険：-  
容器等級：II  
海洋汚染物質：非該当  
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類：Y（ヘキサン）  
少量危険物許容量：1L

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 1268  
 品名 : 石油蒸留物（他に品名が明示されているものを除く。）  
 クラス : 3  
 副次危険等級 : -  
 少量輸送許容物件許容量 : 1L  
 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 （政令番号 第329号「石油エーテル」、対象重量%は 1%  
 第520号「ヘキサン」、対象重量%は 1%）  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 （政令番号 第329号「石油エーテル」、対象重量%は 1%  
 第520号「ヘキサン」、対象重量%は 0.1%）  
 （別表第9）  
 第3種有機溶剤等「石油エーテル」  
 第2種有機溶剤等「ヘキサンを5%超含有するもの」  
 （施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条 第1項第5号）  
 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

化審法 : 優先評価化学物質 No.3「n-ヘキサン」  
 （官報公示日：2011/04/01）  
 評価対象：人健康影響  
 旧第2種監視化学物質 No.1011「n-ヘキサン」  
 （官報公示日：2010/04/01）

毒物及び劇物取締法 : 非該当  
 消防法 : 危険物第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 指定数量200L  
 危険等級（法第2条第7項危険物 別表第1）

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）  
 : ・種別 「第1種指定化学物質」  
 ・政令番号 「1-436」  
 ・管理番号 「392」  
 ・物質名称 「ヘキサン」

ただし、R5年3月31日まで  
 ・種別 「第1種指定化学物質」  
 ・政令番号 「1-392」  
 ・物質名称 「ノルマル-ヘキサン」

船舶安全法 : 引火性液体類（危規則第2,3条危険物告示別表第1）  
 航空法 : 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）  
 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質「ヘキサン」（施行令別表第1）  
 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質（中環審第9次答申の207）  
 「ヘキサン（別名：n-ヘキサン）」

輸出貿易管理令 : キャッチオール規制（別表第1の16項）  
 HSコード：2710.12  
 第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物  
 ・輸出統計番号（2023年4月版）：2710.12-900  
 「石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油  
 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）：軽質油及びその調製品  
 - その他のもの」  
 ・輸入統計番号（2023年4月1日版）：2710.12-900

「石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油  
 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）：軽質油及びその調製品  
 - 2 その他のもの」

## 16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

## 参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社	
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)	
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編	
化学大辞典	共同出版	
安衛法化学物質	化学工業日報社	
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版	
化学物質安全性データブック	オーム社	
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版	
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修	
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)	HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター	HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。